

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

第1節 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する方針

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、本町固有の歴史的風致を維持及び向上させるために必要な道路、公園、河川、水路などといった公共施設のほか、説明看板等の案内施設や、旧宅などの歴史的な建造物を復元した公的施設、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場などを含み、歴史的風致維持向上施設を整備し、適切な管理を行うことにより、歴史的風致の維持及び向上を図るものである。

第1期計画では、藩校養老館保存修理事業において、津和野の近世から近代の歩みの特徴づける建造物と歴史文化の保存・継承とともに、代表的な街並み景観の保全が図られた。また、津和野駅周辺整備事業において整備した津和野駅舎内には、街並み観光交流センターを設置し、来訪者へのスムーズな観光案内を行えるようになった。

第2期計画においては、歴史的風致を構成する建造物の保存・活用をはじめ、点在する歴史資産等を町民や来訪者が快適に周遊するための環境整備、地域の祭礼行事・伝統文化等の継承、町民の歴史文化に対する理解増進に資する事業に重点的に取り組み、歴史的風致の維持向上に関する課題の解消を目指す。

事業の実施に際しては、施設及びその周辺の歴史的背景や景観に十分配慮するとともに、地域住民や関係団体等とも十分な協議調整を行うこととする。また、国や県などの補助制度を有効活用していくよう検討し、整備を行った施設については積極的な公開・活用を図り、歴史的風致の維持向上に努めていく。

上記のような基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。なお、歴史的風致の維持向上に欠かせない新たな事業を行う必要が生じた場合には、適宜事業の追加を行っていくものとする。

(1) 歴史・伝統を反映した活動の継承と活性化に関する事業

①伝統行事・民俗芸能支援事業

(2) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

②歴史的建造物保存修理事業

③津和野城及び城下町史跡群保存活用事業

④津和野歴史的風致地区防災対策事業

(3) 歴史文化の息づく街並み・集落の環境の保全・整備に関する事業

⑤空き家再生事業

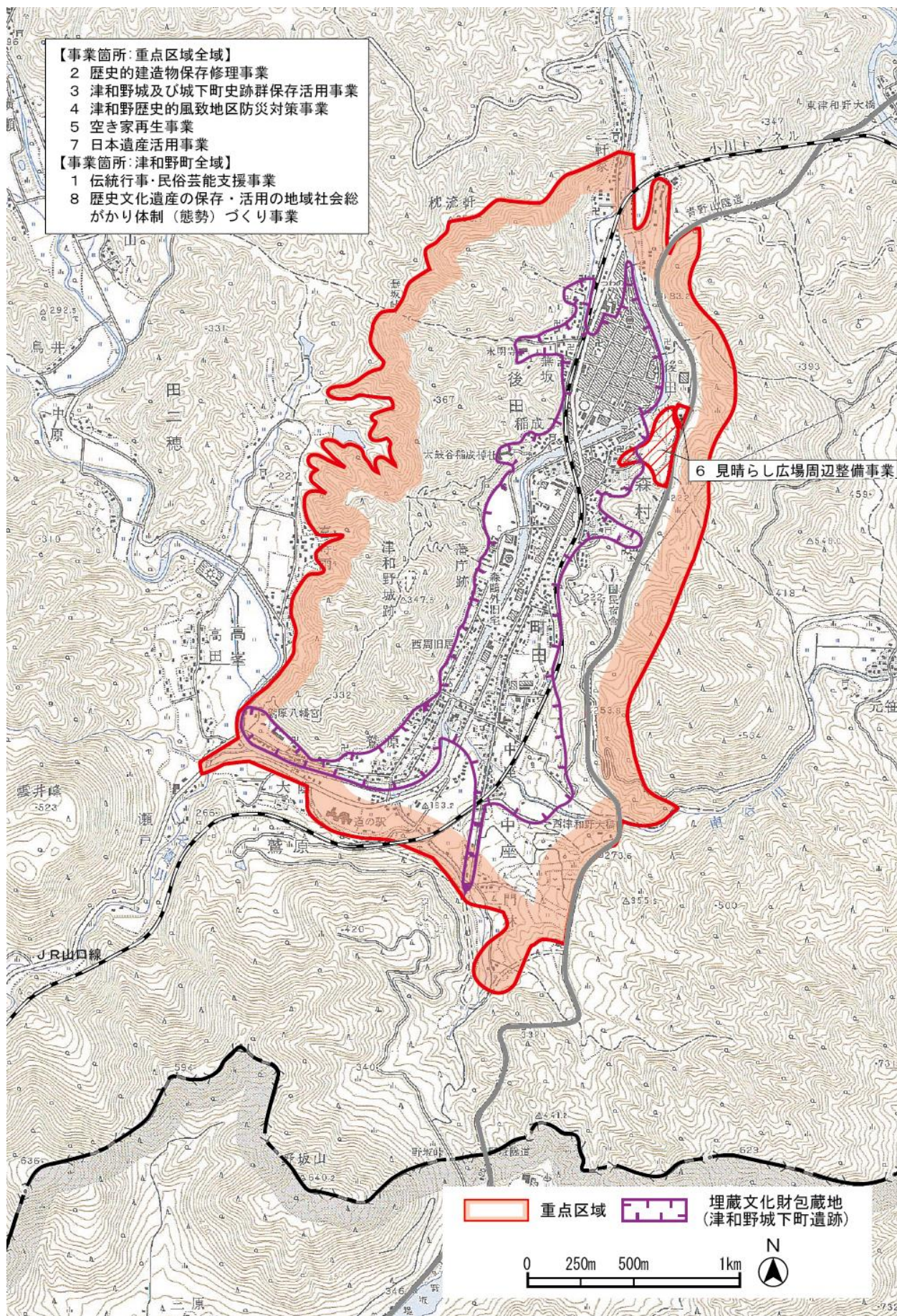
⑥見晴らし広場周辺整備事業

(4) 歴史文化を生かした観光振興等による地域の活性化に関する事業

⑦日本遺産活用事業

(5) 住民等の理解と参加・協働による取組展開に関する事業

⑧歴史文化遺産の保存・活用の地域社会総がかり体制（態勢）づくり事業



事業計画の位置

第2節 歴史的風致の維持及び向上に資する事業

(1) 歴史・伝統を反映した活動の継承と活性化に関する事業

事業名	1 伝統行事・民俗芸能支援事業
事業主体	津和野町
活用する事業名	文化財保存事業費関係補助金、町単独事業
事業期間	平成27年度(2015)～令和14年度(2032)
事業位置	町全域
事業概要	<p>【文化財保存事業費関係補助金、津和野町単独事業】</p> <p>津和野弥栄神社の鷺舞などについては、良好な街なみ形成に資する活動としても位置づけ、関係団体の活動に対する助成を行う。</p> <p>また、ユネスコ無形文化遺産に登録された「風流踊」の構成団体である津和野弥栄神社の鷺舞に関する広報活動などを行う。</p> <p>その他の指定文化財・未指定文化財である民俗芸能等についても、活動内容などを把握し、その支援を検討する。その際、必要に応じて学識経験者等の指導・助言を得ながら取り組む。</p> <p>民俗芸能等の調査や記録、情報発信等に取り組む。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業によって、民俗芸能等の活動を促進することになり、歴史的街並みや建造物と合わせて、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



(2) 歴史的建造物等の保存・活用に関する事業

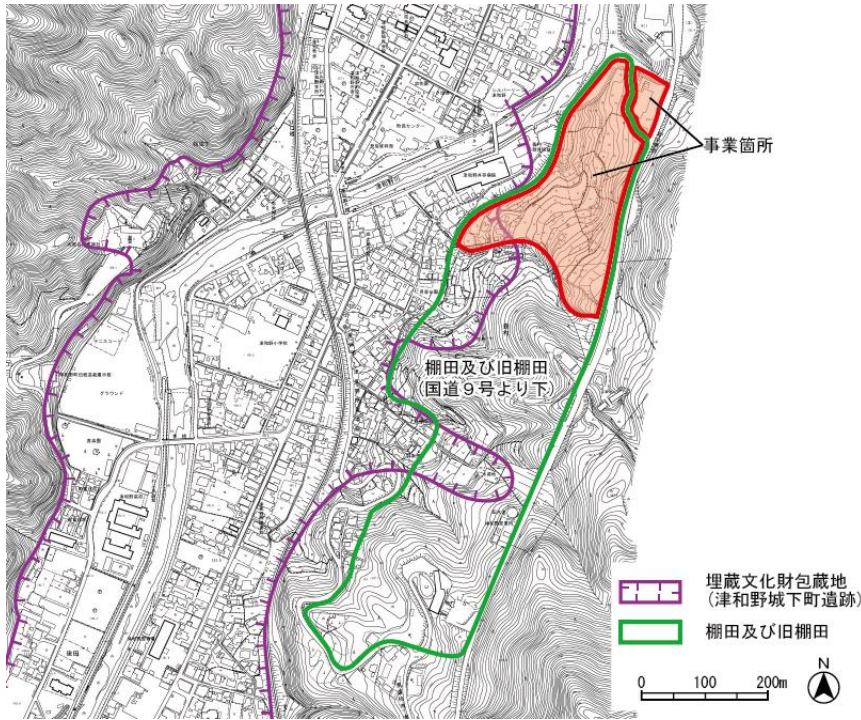
事業名	2 歴史的建造物保存修理事業
事業主体	津和野町、建造物等所有者
活用する事業名	文化財保存事業費関係補助金、町単独事業
事業期間	平成 25 年度 (2013) ～令和 14 年度 (2032)
事業位置	<p>重点区域全域</p> 
事業概要	<p>重点区域に所在する歴史的建造物について、保存修理工事を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鷲原八幡宮（重要文化財）の保存修理事業 平成 23 年 (2011) の重要文化財指定以降、修理が行われておらず、屋根・建物等の老朽化が激しいため、保存修理工事を行う。 ○その他の歴史的建造物 史跡西周旧居、県有形文化財多胡家老門、町史跡弥栄神社の鳥居、登録有形文化財の郷土館など、それぞれ修理の必要がある建造物について修理事業を行う。また、国の重要伝統的建造物群保存地区においても、修理・修景事業を行う。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業によって、鷲原八幡宮や流鏑馬神事をはじめとする、城下町地区の歴史的建造物への関心や理解が高まるとともに、利用者・見学者が増えることにより観光振興・地域活性化も進むことになり、建物や敷地の利活用を通じて歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	3 津和野城及び城下町史跡群保存活用事業
事業主体	津和野町
活用する事業名	文化財保存事業費関係補助金、町単独事業
事業期間	平成 25 年度 (2013) ～令和 14 年度 (2032)
事業位置	重点区域全域 
事業概要	<p>城下町地区の中心ともいえる津和野城跡をはじめとした重点区域内の史跡について、修理・整備等を行う</p> <p>○史跡津和野城跡の石垣修理・整備 津和野城跡は令和 3 年度 (2021) に出丸の石垣修理が完了し、令和 4 年度 (2022) からは本城の石垣修理に着手している。今後、本城の石垣修理とともに、史跡に関する案内・解説板の整備を行う。</p> <p>○史跡山陰道野坂峠越の整備 長門国 (山口県) と城下を結ぶ重要な街道である山陰道について、土砂崩壊等によって通行不可となっている部分もあるため、歴史的景観を感じながらルートを歩けるようにするため、道の整備、案内板や便益施設の整備を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業で史跡津和野城跡や山陰道の価値が高まり、重点区域内の史跡の回遊にもつながるとともに、弥栄神社の鷺舞の舞台・ルートとしての環境の造成にもつながり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	4 津和野歴史的風致地区防災対策事業
事業主体	津和野町
活用する事業名	文化財保存事業費関係補助金、町単独事業
事業期間	平成 29 年度 (2017) ～令和 14 年度 (2032)
事業位置	重点区域全域 
事業概要	歴史的建造物が数多く立地する旧城下町の区域を中心として、防災拠点や防火水槽など地区防災施設の整備を行い、防災性を高める。 ○津和野重要伝統的建造物群保存地区の防災対策事業 地区内に防災拠点の整備や防火水槽の設置を行い、地域団体である津和野まちなみ保存会の防災訓練を継続することで、歴史的街並みの保全に努める。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業によって、重要伝統的建造物群保存地区の防災設備の整備や防災体制の強化が図られるとともに、文化財やその防災に関する意識啓発及び定期的・継続的な防災訓練によって、関係者のみならず、住民や訪れた観光客等の文化財や防災に対する意識の高揚に資することになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

(3) 歴史文化の息づく街並み・集落の環境の保全・整備に関する事業

事業名	5 空き家再生事業
事業主体	津和野町
活用する事業名	町単独事業
事業期間	平成 27 年度 (2015) ～令和 14 年度 (2032)
事業位置	重点区域全域 
事業概要	<p>空き家（「空き店舗」を含む。以下同様）の有効活用を促進すること、及び街並み景観を形成するため、空き家の再生に関わる修繕を行う。</p>  <p style="text-align: center;">空き家再生(イメージ)</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業によって、空き家の有効活用が図られ、良好な景観の保全・形成につながるとともに、人口流出の抑制や若い世代等の利用による地域の活性化も期待され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	6 見晴らし広場周辺整備事業
事業主体	津和野町
活用する事業名	町単独事業
事業期間	平成 29 年度 (2017) ～令和 14 年度 (2032)
事業位置	重点区域 
事業概要	<p>老朽化し、景観阻害要素となっている建物の解体・除去及び跡地の見晴らし広場としての整備を行う。</p> <p>棚田の石垣等の景観を生かしながら、交流、体験などとして活用できる広場及び歩行者空間の整備を行う。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業によって、歴史的街並みを俯瞰・眺望する場所が新たに確保できること、及び棚田を構成していた石垣等の保存と風景の再現につながることで、景観面から、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(4) 歴史文化を生かした観光振興等による地域の活性化に関する事業

事業名	7 日本遺産活用事業
事業主体	津和野町、津和野町日本遺産活用推進協議会、関連団体
活用する事業名	町単独事業
事業期間	平成 28 年度 (2016) ～令和 14 年度 (2032)
事業位置	<p>重点区域全域</p> 
事業概要	<p>町内で認定された 2 件の日本遺産を活用して、構成文化財の魅力を増進させ、来訪者の回遊性の向上を図る。また、関連施設等の連携によって歴史文化ネットワークの形成につなげる。</p> <p>○日本遺産センターにおける地域通貨の発行</p> <p>日本遺産のガイダンス施設である日本遺産センターにおいて、地域通貨を発行することにより、重点区域を中心とした構成文化財及び店舗の回遊につながる。また、その収益が文化財の管理等に還元される。</p> <p>○藩校養老館活用事業</p> <p>藩校養老館での歴史的背景を活用した体験プログラム開催や、重伝建地区や日本遺産センターを結ぶイベント実施等により、相互の連携や来訪者の回遊性が高まる。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本事業によって、日本遺産の構成文化財や藩校養老館、重要伝統的建造物群保存地区等に対する関心や理解が高まるとともに、利用者・見学者が増えることにより観光振興・地域活性化も進むことになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(5) 住民等の理解と参加・協働による取組展開に関する事業

事業名	8 歴史文化遺産の保存・活用の地域社会総がかり体制（態勢）づくり事業
事業主体	津和野町
活用する事業名	文化財保存事業費関係補助金、町単独事業
事業期間	令和3年度（2021）～令和14年度（2032）
事業位置	町全域
事業概要	<p>歴史文化遺産の保存・活用にあたり、住民・地域活動団体等の理解と協力、参加を促進するため、住民等の歴史文化遺産に対する理解を深め、意識を醸成する機会を設定する。また、様々な歴史文化遺産の保存・活用の事業への参加を促すことで、歴史文化遺産の保存・活用に向けた地域社会総がかり体制（態勢）を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校教育との連携 地域学習教材の提供や郷土学習へ協力を行う ○住民への歴史文化遺産に関する普及啓発 体験プログラムやイベント、講演会等を開催する 歴史文化遺産に関するパンフレット等の充実など情報提供に努める。 ○各地域における歴史文化遺産の維持管理等の組織づくり 公民館や自治会を通して地域の歴史文化遺産の維持管理等への理解を深め、参加を促す。 ○文化財等の活用団体への支援 文化財等を活用する団体等への支援を行い、地域活性化に資するとともに、活用によって当該文化財の魅力を発信し、来訪者の理解を促進する。
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	本事業によって、所有者だけでなく住民や関連団体の歴史文化遺産に対する理解や関心が深まり、地域住民自ら文化財等への保存・活用に関わるという意識が醸成されることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。